

社会福祉法人ときわ会
役員等報酬規程

社会福祉法人ときわ会
令和4年3月28日

社会福祉法人ときわ会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ときわ会（以下、「当法人」という）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬は、別表に定める額を支給する。

(2) 役員等が職務のために出張をしたときは、当法人の旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(3) 当法人との職員を兼ね、職員給与を支給している者には役員等報酬を支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各項による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

2 役員等に対する報酬は、当該会議等に参加した都度、日額を限度に支給する。

3 理事長に対する報酬の支給日は毎月23日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日、国民の祝日、年末（12月29日～12月31日）及び年始（1月2日、1月3日）（以下「休日等」という。）に該当する場合は、その休日等の前日とする。ただし、3日以上にわたって休日等が連続する場合は、その休日等が終了する翌日とする。

4 理事長に対する報酬は、就任した月から辞任した月まで支給する。

5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月19日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和2年3月25日から施行する。

2 改正後の社会福祉法人ときわ会役員等報酬規程の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年3月28日から施行する。
- 2 改正後の社会福祉法人ときわ会役員等報酬規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。

別表

(1) 評議員

業 務	日額
評議員会等会議への出席	5,500円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,500円

(2) 理事長

業 務	報酬の額
理事会等会議への出席	月額150,000円
上記の他、法人及び施設業務のための定期的な出勤（週2日以上、1日2時間以上）	

(3) 理事

業 務	日額
理事会等会議への出席	5,500円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,500円

(4) 監事

業 務	日額
監事監査等への出席	5,500円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,500円

(5) 評議員選任・解任委員

業 務	日額
評議員選任・解任委員会への出席	5,500円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,500円